

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに
ついて通知がありました。

平成二十六年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地形図修正業務に伴う基準点測量ほか）

二 測量の地域 御所市大字玉手（孝安天皇陵）

桜井市大字箸中（倭迹迹日百襲姫命墓）

奈良市法蓮町（大山守命墓）

三 測量の終了年月日 平成二十六年二月二十八日